

香取市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定について

1. 策定の背景と趣旨

本市は、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（平成 37 年まで 10 年延長）に基づく計画を一体化した計画「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が平成 31 年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を分析・整理し、平成 32（2020）年度～平成 36（2024）までの 5 年間の計画期間とした計画を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

3. 計画期間

平成 32（2020）年度～平成 36（2024）年度までの 5 年間

| 2015 年度 (H27 年度) | 2016 年度 (H28 年度) | 2017 年度 (H29 年度) | 2018 年度 (H30 年度) | 2019 年度 (H31 年度) | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 現行計画（2015～2019） | | | | | 第 2 期計画（2020～2024） | | | | |

4. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1) 香取市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施します。

■調査実施日：平成 30 年 11 月～平成 30 年 12 月（予定）

| 対象者 | 調査内容 | 配布数 |
|-----------------------|--|--|
| 就学前児童の保護者 | 就学前児童の保護者を対象とする調査は、国から利用希望の把握方法のひな形が示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、市独自の質問項目を一部加えた調査になります。 ①お子さんとご家族の状況 ②お子さんの育ちをめぐる環境 ③保護者の就労状況 ④平日の保育所（園）や幼稚園などの利用 ⑤病児・病後児保育 ⑥休日等の保育所（園）や幼稚園などの利用 ⑦お子さんの一時預かり ⑧お子さんの宿泊を伴う一時預かり ⑨子育て支援サービス全般 ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪子育て全般 | 1,500 人 保育所（園）・幼稚園就園児は各園を通じた配布・回収 未就園児は郵送配布・回収 |
| 就学児（小学 1 年生～3 年生）の保護者 | ① お子さんとご家族の状況 ② お子さんの育ちをめぐる環境 ③ 放課後の過ごし方 ④ 子育て全般 | 1,500 人 学校を通じた配布・回収 |

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集します。

香取市子ども・子育て会議について

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、「香取市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「香取市子ども・子育て会議」を設置しました。

2. 委員について

子ども・子育て支援に関し、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者などで構成しています。

3. 審議事項について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項により

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ②子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事
- ③特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- ④特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事

4. 今後のスケジュール（予定）

| 30 年 | | | 31 年 | | | |
|------------|-------------|----------|---------------|-----|------------|-----------------|
| 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月以降 |
| ★ 第 1 回 | | | ★ (第 2 回※) | | ★ 第 3 回 | |
| | ニーズ調査 実施 | ニーズ調査集計等 | | | | 事業計画の 検討及び策定 |

※第 2 回は審議内容により開催しない場合があります。

《参考》 子ども・子育て支援事業計画イメージについて

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画
(新制度の実施主体として、全市町村で作成)

